通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業
亀寿苑　関デイアップセンター　運営規程

（趣旨）

第１条　本規程は、社会福祉法人ケアフル亀山が開設する亀寿苑関デイアップセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防・日常生活支援総合事業（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定通所介護等を提供することを趣旨とする。

（事業の目的及び運営の方針）

第２条　利用者の心身の状況等を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

２　指定通所介護等は、利用者の要介護状態及び要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、指定通所介護等の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

３　関係市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称等）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名　称　亀寿苑　関デイアップセンター

二　所在地　三重県亀山市関町小野 240

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

一　管理者　　１名

管理者は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画を作成し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

二　生活相談員　　２名以上

生活相談員は、通所介護計画及び介護予防通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者が日常生活を営むことができるよう相談援助等の生活指導を行う。

三　介護職員　　10 名以上

介護職員は、動作介助等の日常生活上必要な介護を行う。

四　看護職員　　１名以上

看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

五　機能訓練指導員　　1名以上

機能訓練指導員は、日常生活上必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　　月曜日から土曜日

ただし、1/1～1/2 12/31 又は 1/3 のいずれかの３日間を除く。

二　営業時間　　午前８時 15 分から午後５時 15 分

三　サービス提供時間　　午前９時 20 分から午後４時 30 分

（利用定員）

第６条　事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

利用者の定員は１日 55 名とします。（介護予防・日常生活支援総合事業の定員含む。）

ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

（指定通所介護等の内容）

第７条　指定通所介護等の内容は、次のとおりとし、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に基づいてサービスを提供する。

一　生活指導、相談援助

二　健康チェック

三　機能訓練

四　食事の提供

五　入浴介助

六　送迎

七　その他利用者に対する便宜の提供

（指定通所介護等の利用料その他の費用の額）

第８条　指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬の告知上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　前項のほか、その他の費用として、利用者から次に掲げる費用の額の支払を受ける。

一　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する交通費

通常の事業の実施地域を越えた地点から、１ｋｍあたり 30 円

二　食費　　一食あたり 650 円　おやつ一食あたり 100 円　ドリンク 500 円/月

三　おむつ代　　実費

四　前各号のほか、指定通所介護等において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの　　実費

３　前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して、予め当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払に同意する旨について利用者の署名（記名押印）を受ける。

（通常の事業の実施地域）

第９条　通常の事業の実施地域は、津市、亀山市、鈴鹿市の一部の区域とする。

（サービス利用に当たっての留意事項）

第１０条　指定通所介護等の提供にあたっては、利用者に係る医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等について確認し、利用者が心身の状況に応じた適切なサービスを受けることができるよう留意する。

２　利用者が浴室、機能訓練室その他の設備及び備品等を使用する場合は、従業者の指示に従って使用するよう留意する。

（ハラスメントの禁止）

第１１条　利用者及び家族等からの職員や事業所等に対する次のようなハラスメント行為を不信行為とみなす。

① パワーハラスメント

イ）　身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）

ロ　）精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたりおとしめたりする行為）

② セクシュアルハラスメント（職員に対する不必要な体への接触、交際や性的関係の強要、意に反する性的な誘い掛け、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為）

③ カスタマーハラスメント（長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭補償の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為）

④ その他のあらゆるハラスメント行為

事業所又はサービス従事者の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する行為

職員や事業所が以上の不信行為が行われたと判断する場合は、状況に応じて警察や弁護士等に相談の上で、契約を解消する場合がある。

※BPSDによる行為についてはハラスメントと区別する。

（緊急時等における対応方法）

第１２条　指定通所介護等の提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

（事故発生時の対応）

第１３条　指定通所介護等の提供により、利用者に事故が発生した場合は、速やかに市町、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

２　前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から２年間保存する。

３　利用者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

（非常災害対策）

第１４条　震災、風水害、火災その他の災害（以下「非常災害」という。）に対処するため、消火器そ

の他の必要な設備を設けるとともに、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全の確保のために必要な組織体制、行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知する。また、非常災害に備えるため、次のとおり定期的な訓練を行う。

避難訓練　：　年２回

救出訓練　：　年１回（避難訓練時、総合訓練として実施）

通報訓練　：　年１回（避難訓練時、総合訓練として実施）

２　前項の具体的計画とは、消防法施行規則第３条に規定の消防計画又はこれに準ずる計画及び非常災害に対処するための計画とする。また、管理者を防火管理についての責任者とする。

（相談・苦情対応）

第１５条　利用者及びその家族からの相談、苦情等を受け付ける窓口を設置し、指定通所介護等に関する相談、苦情等に対して迅速かつ適切に対応する。

２　前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から２年間保存する。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第１６条　利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じる。

① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

② 虐待防止のための指針の整備

③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施

④ 前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

２　サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

（その他運営に関する重要事項）

第１７条　従業者の資質の向上を図るため、研修の機会を次のとおり設け、勤務体制の整備に努める。

一　採用時研修　採用後６か月以内

二　継続研修　　年１回以上

２　従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容に明記する。

３　利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得る。

４　本規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ケアフル亀山と亀寿苑　関デイアップセンターの管理者との協議に基づいて定める。

（職員の研修体制）

第１８条　事業所は、介護に携わる全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設け、業務の執行体制についても検証、整備する。

２　事業所は、施設の整備及び備品等の衛生的な管理に努め、施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を次のように講じるものとする。

一　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催(6か月に1回以上)

二　従業者への委員会結果の周知

三　感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

四　研修・訓練（シミュレーション）の実施

３　施設は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動があって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

４　施設は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を次のように講じるものとする。

一　業務継続計画の策定、定期的な計画の見直し

二　従業者への業務継続計画の周知

三　研修・訓練（シミュレーション）の実施

（附則）

この規程は、令和6年12月1日から施行する。

令和８年　４月１日改定